

学術集会参加費および旅費の助成規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本補体学会（以下「補体学会」という。）の学生会員またはこれに準ずる会員（以下「学生会員」という）が、日本の補体研究ならびにこれに関連する分野の進歩発展のために、補体学会が主催する学術集会に積極的に参加・発表を行うための支援を目的として、学生会員の学術集会参加費用・会場までの旅費等の助成に関する事項を定める。

(学術集会参加の定義)

第 2 条 この規程において学術集会参加とは、補体学会主催の年次学術集会への参加をさす。

(応募資格)

第 3 条 この規程においての応募資格は、年会費完納済みの補体学会の学生会員であり、かつ、当該学術集会に参加し発表する場合に限る。また、助成を希望するものは、別に定める募集要項に従うものとする。

(重複取得の禁止)

第 4 条 この規定において得られる助成は、同様の旅費を支援する他の助成や所属施設の出張費等と重複取得することはできない。

(助成額の計算)

第 5 条 助成額については、原則、学術集会開催県内、地区内、地区外で区分する。また、助成総額は日本補体学会理事会で決定するものとし（平成 27 年現在 20 万円）、その総額を上限として、上述の応募資格を満たした応募総人数で調節するものとする。一人あたりの上限は、原則 5 万円とするが、集会長が変更することは可能である。

(助成の決定)

第 6 条 この規定における助成の決定は、当該学術集会集会長が行うものとし、その結果は理事会に報告する。

(助成の実施と取り消し)

第 7 条 助成については、原則、当該学術集会に発表目的で参加登録された際に、学術集会会場受付で支払うものとし、参加・発表の事実がない場合や、代理者によって発表された場合には、その助成は取り消されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学術集会参加助成を申請したものが参加・発表の取り消しを決めた場合には、速やかに当該学術集会集会長に届けて、本助成を取り消すものとする。

(助成金の使用目的)

第 7 条 支給された助成費用の使用目的は、原則、当該学術集会参加ための旅費、宿泊費、

学術集会参加費、懇親会費等、学術集会に関わる内容に限るものとする。

(援助費の使用目的)

第 8 条 ここに定める規定、およびこの規程に定めのない事項については、適宜修正・加筆を加えることができるものとし、変更点についてはその都度理事会に諮り承認を得るものとする。

付 則

(実施期日)

この規程は、平成 27 年 8 月 12 日から実施する。